



M&A 会計 実践編 第 1 回 取得企業の決定

事例: 企業結合(組織再編) 会計

取得企業の識別—支配を獲得した企業(買収者)はどちらか

Q: 今月から始まる実践編では最近の組織再編の事例も参考にしながら、組織再編に関する会計基準や M&A に関連する評価など関連実務の理解も深められたらと思います。

今回は、取得企業の識別についてお聞きします。企業結合会計基準では、企業集団内の企業結合以外は、原則として、「取得」に分類し、いずれかの企業を取得企業として識別しなければなりませんね。

A(会計士): はい。統合相手の支配を獲得した会社を取得企業といいますが、その具体的な決定方法は、「[M&A 会計の解説 第 2 回 取得の会計処理\(1\) \(2016 年 02 月号メルマガ\)](#)」をご参照ください。要約すれば、現金で相手企業の株式を買い取れば、買手側が取得企業になりますが、合併、株式交換、株式移転など対価として株式を交付する場合には、株式を交付した会社を買収された側(被取得企業)となる“逆取得”もありえるので、議決権比率、取締役会の構成、企業規模などを踏まえ総合的に判断して決定し、その根拠を開示書類に注記する、という流れになります。

取得企業の識別は総合判断—議決権比率に注目

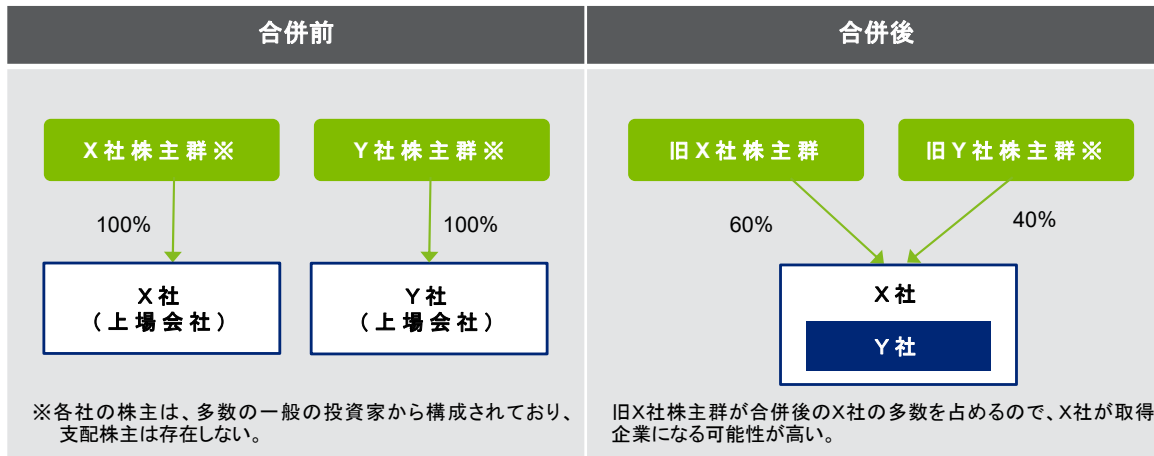
Q: “支配”という言葉は、連結の範囲、すなわち子会社の判定の時にも使いますよね。取得企業を決めるときの“支配”と同じ意味なのでしょうか。

A(会計士): 考え方としては、企業の財務や経営方針を左右する能力があるか、つまり意思決定機関への影響力の大きさの程度を基本としている点で同じです。ただ子会社に該当するかどうかの判断は株主の立場からみていて、ある一定の要件を満たせば支配、満たさなければ支配していないということになります。他方、企業結合のときは、企業レベルでみていて、いずれかの会社を必ず取得企業として識別しなければならないので、(共同支配企業の形成に該当する場合を除き)どちらの会社も支配していない、という結論はありえず、いわば相対的な支配概念といえるでしょう。意思決定機関への影響力の大きさという意味で、企業結合のときも議決権比率の大小は取得企業を識別するうえで重要な要素になります。

もう少し具体的に、支配株主が存在しない会社同士の合併のケースを見てみましょう。

合併—支配株主が存在しない会社同士のケース

図表 1: 上場会社X社が上場会社Y社を吸収合併した場合の議決権比率のイメージ



出所: デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

このケースでは、旧X社株主群が合併後のX社の株主群の多数を占めるので、この点を重視すればX社が取得企業になる可能性が高いといえますね(総体としての株主の議決権比率を重視した場合)。

ただし、企業規模や株主群ではX社が大きくても、規模の小さいY社の株主にはオーナー経営者が存在するなど1人で多数の株式を保有していることもあり、例えば合併後のX社の株式の20%以上をY社の大株主が保有するケースも考えられます。このように、オーナー経営者など大株主が存在する場合(最も大きな議決権比率を保有する株主の存在を重視した場合)には、意思決定機関への影響力の程度を考えると本当に難しいと思います。

議決権比率の決定—株式の交換比率は当事者の株価が大きな影響を与える。

Q: 統合当事者の売上高、利益、純資産の企業規模が拮抗している場合も、取得企業の決定は特に難しそうですね。

A(会計士): 利益は甲社が大きいが、純資産は乙社が大きいか、乙社の業績は安定して高水準であるが、甲社の最近の業績(数年前は損益トントン)の伸びは著しい、というような場合には、どの点にポイントを置くのかによって結論が変わることもあり、支配・被支配の関係を定めることは容易ではありません。例えば、次のようなX社とY社が統合する場合はどうでしょうか。

図表 2:X社とY社が統合したケース

連結ベース(単位:億円)

	X社			Y社		
	N-3期	N-2期	N-1期	N-3期	N-2期	N-1期
純資産	165	180	200	950	980	1,000
売上高	300	400	500	1,500	1,300	1,400
営業利益	15	20	30	80	70	75
当期純利益	10	15	20	60	50	55

(統合した事業年度をN期とした場合)

出所:デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

Q:直近のP/Lは2~3倍、純資産は5倍程度Y社が大きいわけですから、このケースでは取得企業はY社になりそうですね。

A(会計士):そうとも限りません。X社は財務数値をベースとした企業規模では小さいですが、最近の業績は目覚ましいものがあります。他方でY社は利益水準が高いのですが、伸びてはいません。資本市場では将来の成長期待も加味して株価が形成されますので、たとえば両社の時価総額(株価に発行済株式数を乗じて算定)はX社が1,000億円を超えていて、Y社は1,000億円に満たないということも考えられます。

Q:このようなケースでは、企業結合後の議決権比率は旧X社株主群>旧Y社株主群となり、取得企業はX社になりうる、ということもあるわけですね。

A(会計士):そうなりますね。企業結合後の議決権比率は株式の交換比率に依存します。その交換比率の決定に当たっては、各当事者は、ファイナンシャルアドバイザー(FA)を任命して適切な交換比率決定のための株価算定を依頼します(注)。そして、評価レンジで示される算定結果を参考に、各当事者は協議し、株式の交換比率を決定しますが、上場会社の場合、通常、市場株価は交換比率決定の重要な要素となります。なお、株式の交換比率の算定根拠等は、統合発表時の開示資料や有価証券報告書の企業結合関係の注記(株式の交換比率およびその算定方法)において開示されます。

(注)市場株価平均法(算定基準日の株価、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間等の平均株価など)、類似会社比較法(各社の比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能な場合)、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(DCF法)(将来の事業活動の状況を評価に反映するため)などが利用されることが多い。

取得企業の決定結果は統合後の財務諸表に重要な影響がある一のれんの額が変動

Q:取得企業がX社の場合とY社の場合で、統合後の財務諸表にはどのような影響があるのでしょうか。

A(会計士):取得の会計処理では、被取得企業の資産・負債が時価評価され、被取得企業に関するのれんが資産に計上されるわけですから、いずれの会社を被取得企業とするかはとても大きな影響があります。ここでは両社の純資産の簿価と時価は同じ、そして両社ともに時価総額は1,000億円と仮定し、かつ、株式の交換比率も時価総額比率と同じとします。

もし、X社が取得企業になれば、Y社の純資産時価1,000億円を1,000億円で買収することができますので、のれんはゼロになりますね。他方、Y社が取得企業になれば純資産時価200億円を1,000億円で買収することになりますので、のれん(または無形資産)が800億円も発生し、それを20年以内の効果の及ぶ期間で償却しなければなりません。この結果、統合後の財務諸表の償却負担は相当重いものとなりますね。

Q:取得企業の決定は本当に重要ですね。有価証券報告書等で開示される「取得企業を決定するに至る主な根拠」では、どのような記載がありますか。

A(会計士):どの項目を重視したのかによりさまざまな注記が考えられますが、「総体としての株主が占める相対的な議決権比率等を勘案した結果、××社を取得企業とした。」というような記載が比較的多く見受けられます。やはり議決権比率を重視している例が多いのだと思います。

Q: 取得企業の決定の大切さが良くわかりました。ありがとうございました。

会計上のポイント

- 取得企業の決定は総合判断となり、その決定根拠は注記事項となる。
[「M&A 会計の解説 第2回 取得の会計処理\(1\)\(2016年02月号メルマガ\)」](#)参照
- どちらの企業を取得企業とするかにより、統合後の財務諸表に重要な影響がある。

本文中の意見や見解に関わる部分は私見であることをお断りする。

執筆者

デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社
M&A 会計実務研究会 萩谷和陸 森山太郎

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートマトリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートマトリミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Financial Advisory LLC.